

## 保健体育科教育実習履修者の喫煙状況及び 実習校の敷地内禁煙実施状況等について

谷なお子\* 大窪貴史\* 家田重晴\*\* 勝亦絢一\*\*

Smoking of teacher trainees of health and physical education  
and prohibition of smoking in schools where teaching practicum was conducted, etc.

Naoko TANI, Takashi OSAKO, Shigeharu IEDA and Koichi KATSUMATA

### Abstract

We surveyed the smoking habits of teacher trainees, their opinions on anti-smoking measures at university, and the prohibition of smoking in schools where teaching practicum was conducted, and etc. The subjects were 328 senior students who finished a teaching practicum of health and physical education during spring term 2004. A total of 299 students (191 men and 108 women) responded to a questionnaire presented following the completion of their teaching practicum (response: 91.2%). The prevalence of current daily smoking among male students was 25.0% and female students 4.5%, respectively. Of male students, 31.9% answered that they would quit smoking within 2 or 3 years. More than half of the students answered that prohibition of smoking in school was effective when they conducted their teaching practicum. Concerning no smoking during teaching practicum, 67.6% answered positively and 6.0% answered negatively. Similarly, concerning drug education against tobacco and restrictions of smoking within the university, 68.6% commented positively and 10.0% answered negatively.

### I 緒言

近年、日本においてもようやく、タバコが喫煙者本人や周りの人に与える健康被害の大きさ<sup>1)-3)</sup>が広く認識されるようになってきた。厚生労働省の「職場におけるタバコ対策ガイドライン」の改定、人事院の「タバコ対策ガイドライン」の発表、2003年5月の「健康増進法」（第25条 受動禁煙の防止）の施行などにより、自治体の施設など、公共の場所における禁煙・分煙が急速に広がっており、たとえば、2004年12

月には、長野県がすべての県有施設を敷地内禁煙にするという先進的な取り組みを始めた。また、2003年プロ野球オープン戦から阪神甲子園球場でもスタンドがすべて禁煙となるなど、野球場や体育館などのスポーツ施設における受動喫煙対策もかなり進んできた。

さらに、2000年には厚生労働省の「健康日本21」<sup>4)</sup>において、「医療関係者や教育関係者は、国民の模範として禁煙に努めるべきだ」という提言が示されたが、その後、医療機関や教育機関では禁煙・分煙が飛躍的に進んだ。

\*大学院生, \*\*教授

自治体の学校敷地内禁煙は、2002年度に和歌山県と新潟県妙高高原町で始まったが、「健康増進法」施行が一つの追い風となって、2003年以降、学校敷地内禁煙を決める自治体が急増している。2004年12月時点で、都道府県単位（県立学校または公立学校）での学校敷地内禁煙実施（または予定）は、全国23都道府県に増加し、政令指定都市では13市のうち10市が、学校敷地内禁煙を実施または予定している（注1）。

そこで、本研究では、教育現場で喫煙防止教育における重要な役割を担うべき保健体育科という教科の教育実習を履修した体育学部学生を対象として、学生の喫煙状況、及び実習校の敷地内禁煙の実施状況等について現状を明らかにしようと試みた。

## II 研究方法

### 1. 調査対象と調査方法

2004年度の春学期に保健体育科教育実習を終えた中京大学体育学部4年次学生328名（男子206名、女子122名）を対象として、実習後の「教育実習事後指導」の時間に質問紙調査を実施した。

### 2. 調査内容

調査項目は次のとおりであった。

#### (1) 対象者の属性

a. 学科・コース、b. 性別

#### (2) 実習校及び実習について

a. 実習校の所在地、b. 設置区分（県立・市町村・私立・国立）、c. 学校種別（中学校・高校・中高両方）、その他

#### (3) 事前事後指導等に関する評価

a. 大学の事前事後指導に対する評価、b. 教育実習期間中の禁煙義務付けに対する評価。なお、これらについては、「よかった」から「よくなかった」まで5段階でたずねた。

#### (4) 自己の喫煙状況及び大学の禁煙運動等に対する意見・感想

a. 昨年4月の喫煙状況、b. 現在の喫煙状況、c. 今後の禁煙意欲（喫煙習慣のある者）、及びd. 大学の喫煙防止教育や禁煙・分煙の運

動について意見・感想（自由記述）。

#### (5) 教職への意欲と適性に関する自己評価

a. 教職への意欲に関する自己評価、b. 教職適性に関する自己評価。なお、これらについては、それぞれ「非常にある」から「全くない」の5段階でたずねた。

#### (6) 学校敷地内禁煙の状況

a. 実習校の敷地内禁煙の実施状況（実施数）、b. 今後の敷地内禁煙の予定について

### 3. 回答率及び分析方法

調査票は、男子191名、女子108名の合計299名（91.2%）から回収できた。

有意差の検定には $\chi^2$ 検定を用い、危険率5%未満を有意とした。

なお、資料の分析にはSPSS11.0J ウィンドウズ版を用いた。

## III 結果

### 1. 3年次と4年次の喫煙状況

図1に、教育実習履修者男子の3年次（昨年）と4年次（調査時）における喫煙状況を示した。喫煙率は、いずれも25.0%で変化がなかった。喫煙者の1日の喫煙本数は、3年次では11～20本が、4年次では1～10本が一番多かった。なお、4年次では、3年次の喫煙者47名のうち4名（8.5%）が喫煙をやめ、3年次の非喫煙者141名のうち4名（2.8%）が喫煙を始めていた。

図2に、同じく教育実習履修者女子の喫煙状況を示した。喫煙率は、3年次が5.6%、4年次が4.6%であった。なお、4年次では、3年次の喫煙者6名のうち1名（16.7%）が喫煙をやめている。

### 2. 喫煙者の今後の禁煙意志

4年次の男子喫煙者のうち、今後の禁煙意志がかなりある者（「今年度中にやめる」と答えた者と「2、3年内にやめる」と答えた者）が31.9%いた。逆に、約4分の1の者が、「やめるつもりはない」と答えていた（図3）。

4年次の女子喫煙者5名のうち、3名（60.0%）が「今年度中にやめる」と答え、1名（20.0%）が「いつかはやめる」、残りの1名

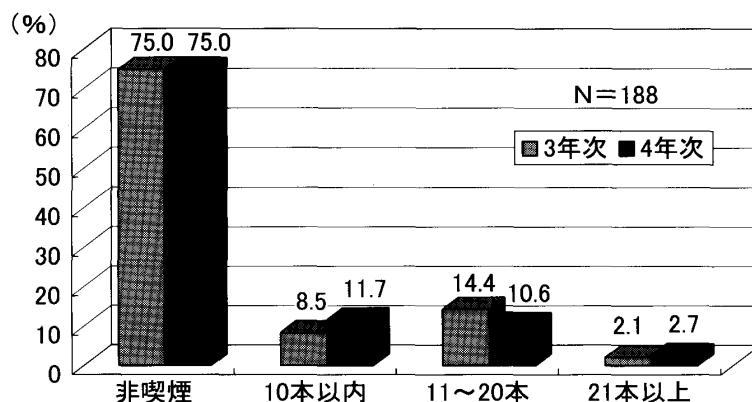


図1. 男子の喫煙状況

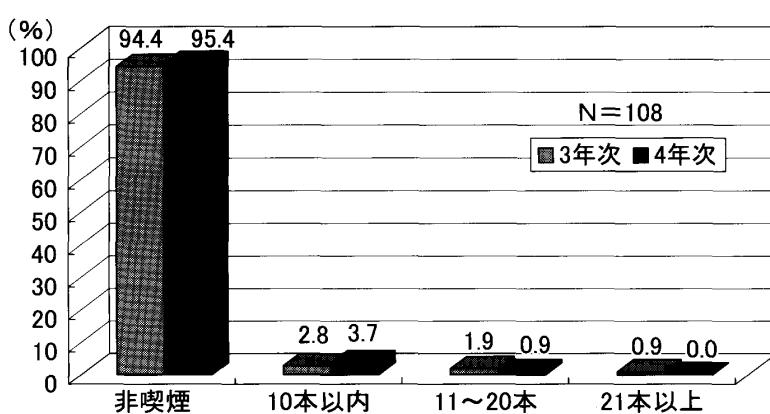


図2. 女子の喫煙状況

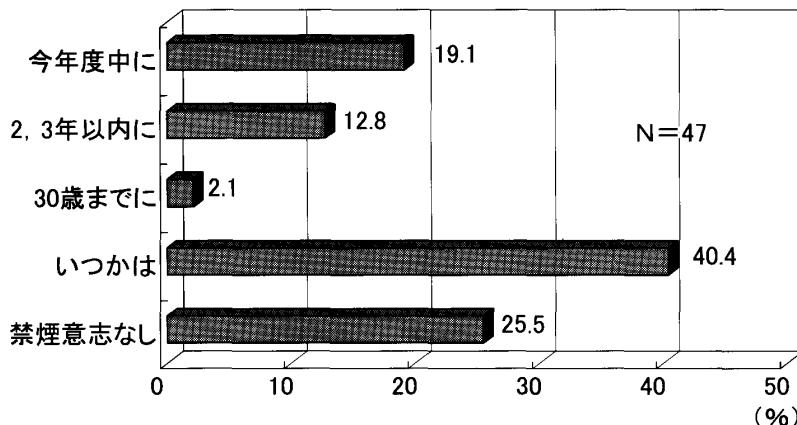


図3. 男子喫煙者の禁煙意志

(20.0%)が「やめるつもりはない」と答えていた。

なお、以下の分析においては、喫煙状況についてはすべて4年次の結果を用いている。

### 3. 学校敷地内禁煙等の実施状況

図4に実習校における敷地内禁煙等の実施状況を示した。県全体や県立学校全体で実施して

いるという回答が最も多く、市町村立学校全体、及び学校独自で実施しているという回答と合わせると過半数（回答の52.9%）に上っていた。一方、職員室や保健体育教員室で喫煙をしている学校がまだあることも分かった。

なお、敷地内禁煙が未実施の学校で、今後、

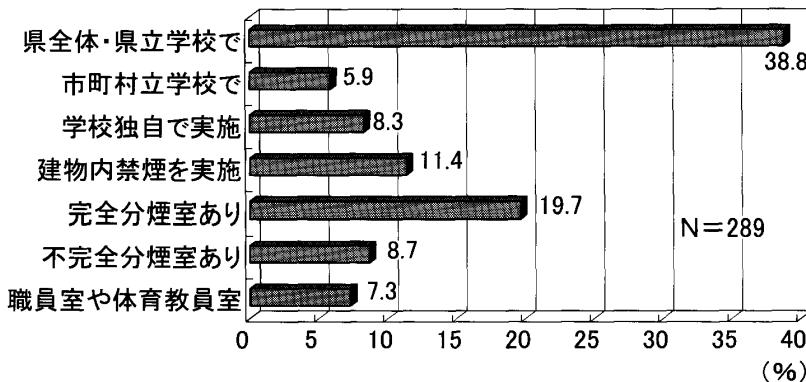


図4. 学校敷地内禁煙等の実施状況

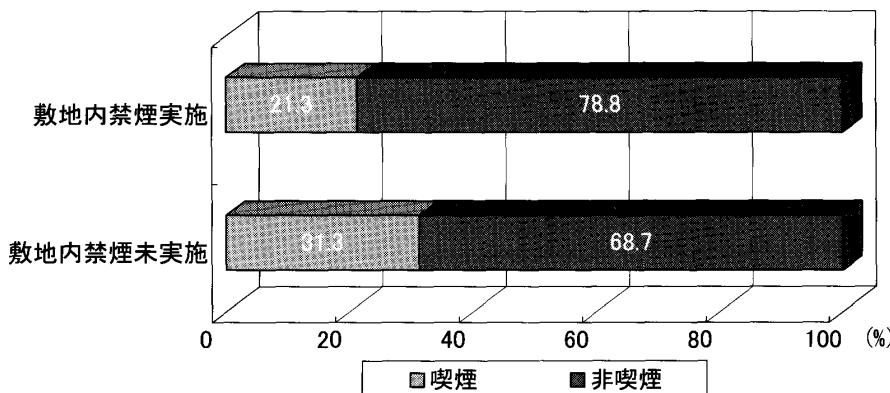


図5. 敷地内禁煙と喫煙状況の関連

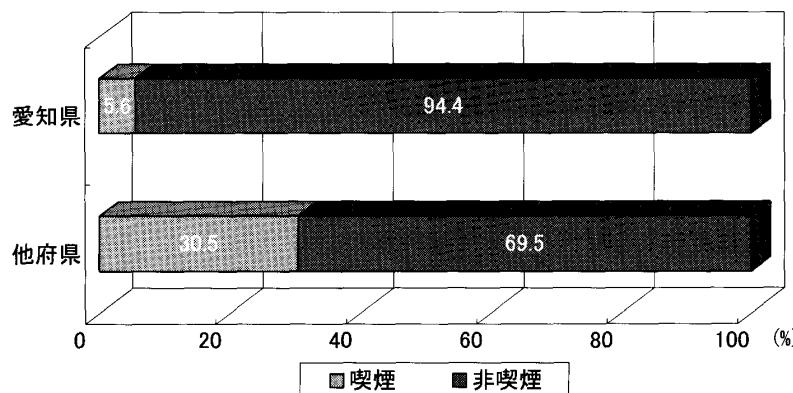


図6. 愛知県と他府県別の男子の喫煙状況（公立高校のみ）

実施予定があるという答えが、31名（対象者全体の10.4%）から得られた。

#### 4. 学校敷地内禁煙と男子の喫煙率

図5は、男子の喫煙率について、敷地内禁煙の実施校と未実施校で比較したものである。未実施校で実習をした学生(83名)は、実施校で実習をした学生(99名)に比べて、喫煙率が1.5倍

高かったが、統計的に有意な違いではなかった。

#### 5. 愛知県と他府県別の男子の喫煙率（公立高校のみ）

次に、公立学校で実習をした男子について、愛知県と他府県で喫煙率を比較したところ、図6に示すように、愛知県(36名)では、他府県(82名)に比べて喫煙率が約5分の1と、有意か

つ大きな差が見られた ( $\chi^2$  (イエーツの補正) = 7.64、自由度 = 1、 $p < 0.01$ )。

#### 6. 男子の教職意欲・教職適性と喫煙率・今後の禁煙意志

男子の「教職への意欲」を3段階にまとめると、「非常にある」が91名(47.6%)、「かなりある」が54名(28.3%)、「その他」が46名(24.1%)であった。そして、喫煙率は、「教職への意欲」が「非常にある」者と「その他」の者で比較的低く、「かなりある」で比較的高かったが、有意な違いではなかった(図7)。

同様に、男子の「教職に対する適性」を3段階にまとめると、適性が「非常にある」が48名(25.1%)、「かなりある」が55名(28.8%)、「その他」が88名(46.1%)であった。そして、喫煙率は、「非常にある」と答えた者では、その他の者の約半分であったが、有意な違いではなかった(図8)。

次に、男子の喫煙者の「教職への意欲」と「今後の禁煙意志」(遅くとも今後2、3年以内に禁煙するつもりがあるか否か)の関連を見た。図9に示すように、教職への意欲が非常に強い者(20名)では、半数近くが「やめるつもり」だと回答し、「その他」の者(10名)でも4割が「やめるつもり」だと回答しているのに対し、教職への意欲が「かなりある」者(17名)では今後の禁煙意欲がかなりある者の割合は、1割強と非常に少なく、統計的に有意ではないが、かなり顕著な違いが見られた。

#### 7. 学校敷地内禁煙と男子喫煙者の禁煙意志

さらに、男子喫煙者で「教職への意欲」が非常に強い者について、今後の禁煙意志と実習校の敷地内禁煙との関係を見た。その結果、敷地内禁煙を実施している学校で教育実習をした者(8名)は、未実施の学校で教育実習をした者(12名)に比べて、統計的に有意ではないが、今

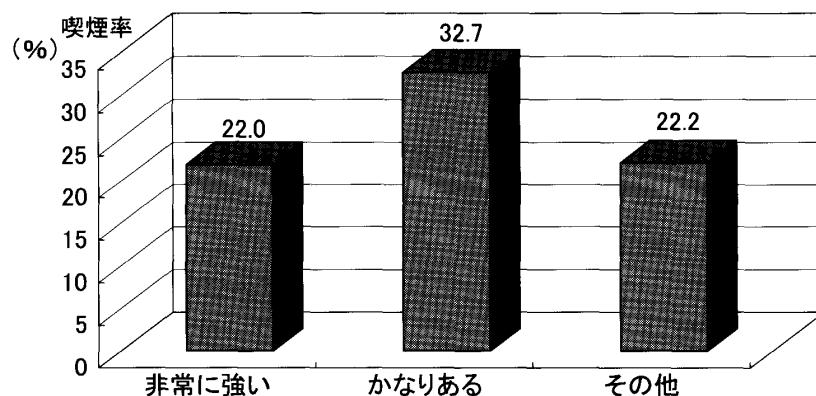


図7. 男子の教職意欲と喫煙率

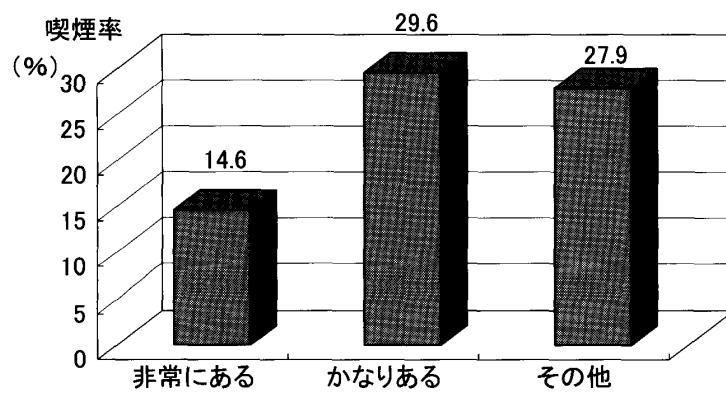


図8. 男子の適性評価と喫煙率

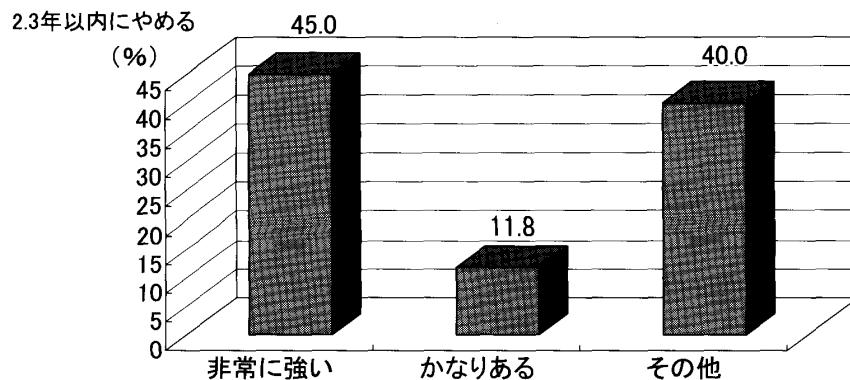


図9. 男子喫煙者の教職意志と今後の禁煙意志

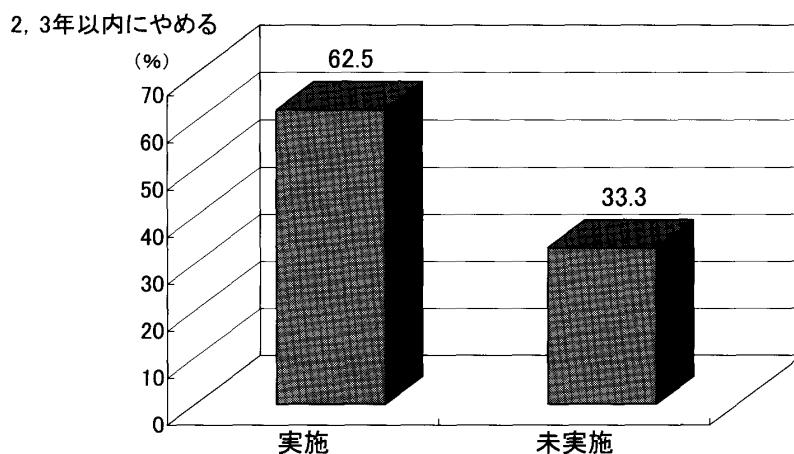


図10. 教職意欲が非常に強い男子喫煙者の禁煙意志と学校敷地内禁煙

後の禁煙意志がかなりあるものが2倍近くに上っていた(図10)。

#### 8. 大学のタバコ対策への評価

教育実習期間の禁煙義務付けについては、全体では、「よかったです」143名(47.8%)、「大体よかったです」59名(19.7%)、「どちらともいえない」79名(26.4%)、「あまりよくなかった」5名(1.7%)、「よくなかった」13名(4.3%)となり、前2つの肯定的な回答を合わせると、67.6%に上っていた。

大学で実施している喫煙防止教育やキャンパスの分煙対策・禁煙運動に対する質問には、280人(全体の93.6%)から回答が得られた。自由記述による回答を、肯定的、中間的、否定的の3段階に分類したところ、肯定的な回答が73.2%(全体の68.6%)、中間的な回答が16.1%、否定的な回答が10.7%となった。

なお、それぞれの分類における回答例を、表

1に示した。

#### 9. 大学のタバコ対策への評価と男子の喫煙状況

図11は、教育実習期間の禁煙義務付けについて、「よかったです」「どちらでもない」「よくなかった」の3段階にまとめて、男子学生の喫煙者(47名)と非喫煙者(142名)でこの評価にどのような違いがあるかを見たものである。肯定的な評価が非喫煙者では約4分の3であるのに対し、喫煙者では約半数に留まるなど、有意な差が認められた( $\chi^2$ (イエーツの補正)=8.43、自由度=2、 $p<0.05$ )。しかし、否定的な回答は、非喫煙者では極めて少なく、喫煙者でも約7分の1に過ぎなかった。

大学で実施している喫煙防止教育やキャンパスの分煙対策・禁煙運動に対する意見について、男子の非喫煙者と喫煙者で回答の傾向が異なるか否かを見たところ(図12参照)、肯定的意見は、非喫煙者では約4分の3であったが、

表1. 禁煙・分煙運動についての回答例

## 肯定的意見

- 非常に良いことである
- まだ中途半端なのでもっと徹底してほしい
- タバコの臭いが嫌いなのでとても助かる
- 周りの迷惑や健康を考えれば良いことだと思う
- まだ歩きタバコをしている人がいるので注意してほしい
- 喫煙していない人が害を被ることは理にかなっていない
- 禁煙・分煙運動のおかげで喫煙者が少し減ったと思う
- 自分が喫煙しないのでとても嬉しい

## 中間的意見

- 運動に賛成だが、結局喫煙者は減らないと思う
- 内容は良かったが禁煙を強制すべきではない
- 禁煙はかわいそうなので分煙だけでいいと思う

## 否定的意見

- 個人の問題だから喫煙は勝手だと思う
- 敷地内禁煙にすると余計にかくれて吸う人が出てくる

喫煙者でも6割弱と、肯定的な意見が半数を超えていた。また、否定的な意見は、喫煙者では非喫煙者の約2倍となっていた。しかし、全体として非喫煙者と喫煙者の評価には有意な違いは認められなかった。

## IV 考察

2005年2月末に、タバコの消費抑制を目的とした保健分野初の国際条約である「たばこ規制枠組み条約」が発効の予定である。この条約では、タバコ広告及びスポンサーシップの禁止、タバコ自販機の規制、増税によるタバコの値上げ、タバコ包装の警告表示強化、受動喫煙の防止などの対策が条約締結国に求められることがある。

2000年度の全国調査（注2）によると、「この30日間に1日以上喫煙した」月喫煙者は、高校

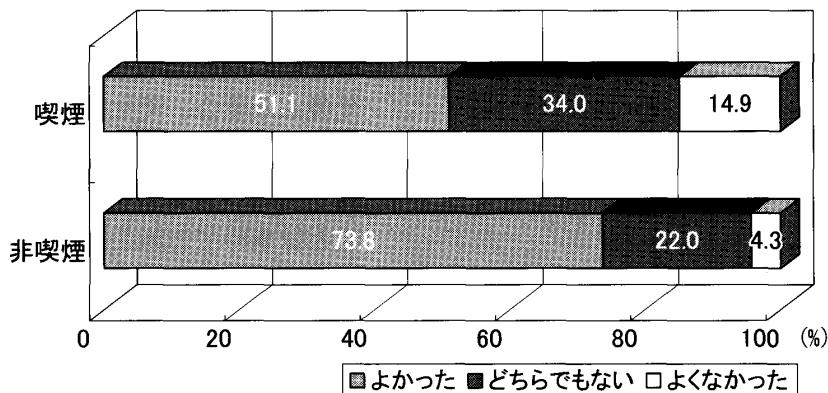


図11. 実習期間中の禁煙義務付けの評価

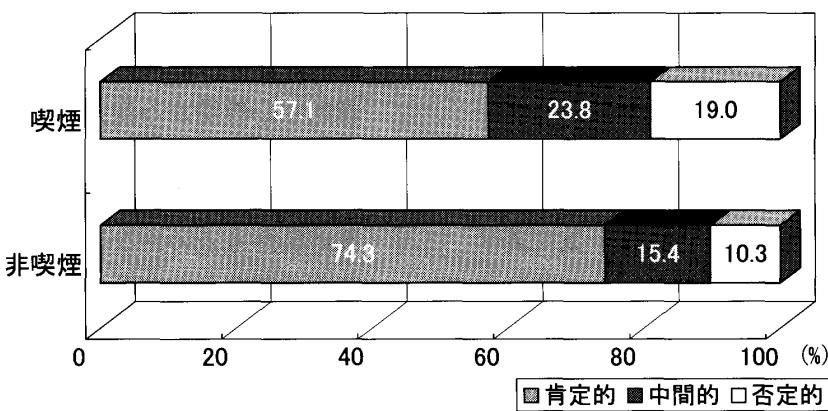


図12. 実習期間中の禁煙義務付けの評価

3年男子で36.9%、高校3年女子で16.2%に上っていた。また、毎日喫煙者（30日間毎日喫煙）は、高校3年男子で25.9%、高校3年女子で8.2%であった。さらに、タバコの入手先で一番多いのは、高校3年男子では喫煙者の75.7%がタバコ自販機から買っていた。そして、「コンビニ等」(49.8%)、たばこ屋(25.1%)という対面販売の場でも、かなりの者がタバコを買っていることが分かった。なお、誰かからもらった者は28.0%であった。高校3年女子では、タバコ自販機(51.8%)、「コンビニ等」(26.2%)、誰かからもらった(21.4%)の順であった。

未成年の喫煙をなくすためには、未成年に対するタバコ販売禁止（未成年者喫煙禁止法）の徹底、タバコ自販機の廃止、増税によるタバコの値上げ、テレビや映画での喫煙シーンの禁止などの措置が必要である。

そして、これらの対策だけでなく、学校敷地内禁煙をさらに推進し、教師がタバコを吸わないという良いモデルを児童生徒に示し、また学校全体で喫煙防止教育を強力に進めていくことが、極めて大切だと思われる。なお、学校における喫煙規制が生徒の喫煙状況にも関連するという調査結果<sup>5)</sup>もある。

2004年度春学期の教育実習の時点では、すでに青森、福井、岐阜、愛知、三重、和歌山、愛媛、高知、及び佐賀の9県で県立学校などの敷地内禁煙が始まっていた。また、政令指定都市では、13市のうち、仙台、川崎、名古屋、京都、及び広島の5市で、公立学校が敷地内禁煙となっていた。本研究では、対象者に愛知県・名古屋市、岐阜県、三重県の出身者が多いこともあり、実習校が敷地内禁煙を実施していたという者が半数を超えた。前年度ではその比率が、和歌山県で教育実習をした者など3%程度に過ぎなかったので、本年度に、それが一気に過半数になったことは、まさに激変というべき出来事であった。

教育実習を終えた学生の喫煙率は、男子で25.0%、女子で4.6%であった。JTによる調査による20代の喫煙率に比べると、男女とも半分

以下の値であった。しかしながら、保健体育科の教員免許取得を目指す者として、また、学校敷地内禁煙が全国に急速に広がっている現状からして、男子喫煙率の25.0%は非常に高いといわざるを得ない。

第3著者らによる先行研究<sup>6)</sup>の2002年度調査の結果では、喫煙率は男子28.5%、女子8.3%であったが、これに比べると今回の調査結果では、女子の喫煙率は半分近くまで下がっているものの、男子の喫煙率は元の値の1割程度の減少に留まっており、急速な学校敷地内禁煙の広がりに対応していないことが分かった。

なお、この先行研究においても本研究においても、3年次（1年前）と4年次（調査時）の喫煙率には、ほとんど違いがなかった。今後さらに喫煙率を下げるためには、1、2年生（主に未成年者）へのさらに強力な働きかけが必要だと考えられる。

次に、敷地内禁煙実施校で実習をした男子学生では、未実施校で実習をしたよりも喫煙率がやや低い傾向であった。特に、公立学校のみで比較した場合、愛知県で実習をした男子学生の喫煙率が、他府県に比べて約5分の1であり、女子全体の喫煙率と同じくらいの低さであったことは極めて特徴的である。明確な理由は分からぬが、あるいは、①愛知県立学校では生徒の管理が厳しいため高校時代に喫煙していた者が他県より少ない、②愛知県は地元なので愛知県の出身者が多く、教員採用試験の合格者が他の県よりも非常に多いため、教職課程の学習にまじめに取り組む学生が多く、それが低い喫煙率につながった、③地元であるため、愛知県や名古屋市の学校敷地内禁煙に関する情報が、比較的早い段階から得られた、などの要因が影響したのかもしれない。

教職への意欲が高い者では、男子喫煙者の今後の禁煙意志のかなりある者が、敷地内禁煙実施校で実習をした者の方でやや高い傾向であったことからも、学校敷地内禁煙の実施は、男子学生の喫煙率を下げる方向にいくらか影響しているのではないかと考えられた。

2005年度春学期の教育実習時期までには、さ

らに北海道、宮城、秋田、福島、茨城（一部で実施開始）、東京、長野、静岡、兵庫（一部で実施開始）、徳島、香川、長崎、及び大分の都道県立学校などでも敷地内禁煙が実施される。また、政令指定都市でも、横浜と福岡が新たに学校敷地内禁煙を始める。学校敷地内禁煙の広がりやその意義についての理解が、教職課程履修学生に次第に浸透してきているので、その面から、次年度に特に男子の喫煙率が大きく低下することを期待したい。

その他、本研究では、男子学生で「教職への意欲」の強い者では、意欲が「かなりある」者よりも喫煙率が低い傾向であったが、このことは当然といえよう。しかし、「教職への意欲」が少ない者（「その他」のグループ）の喫煙率が、「教職への意欲」の強い者と同じくらいであったことについては解釈が難しかった。これらのグループは、あるいは、教職に就くことはあまり考えていないものの、コーチングやコンディショニングなどを熱心に勉強している、健康運動指導士の資格取得を目指している、スポーツクラブへの就職を考えているといった学生なのかも知れない。別の分野でスポーツや健康に関わる職業に就くつもりがあるとすれば、喫煙率が比較的低かったことも理解できる。

また、男子学生では、「教職への適性」が高いと考えている者の喫煙率は、その他の者の喫煙率の約半分であったが、このことは、彼らが、タバコを吸わないことを「教職への適性」の一部と捉えていることを示すと考えられた。

大学のタバコ対策については、教育実習期間の禁煙義務付けについても、喫煙防止教育やキャンパスの分煙対策・禁煙運動についても、全体の約3分の2の者が肯定的な回答をしていた。その割合は、先行研究<sup>6)</sup>の結果に近いものであったが、今後、さらに多くの学生の理解を得られるように働きかけをしたい。

次に、大学のタバコ対策について、男子の非喫煙者と喫煙者の評価・意見を比べたところ、教育実習期間の禁煙義務付けについては、やはり非喫煙者の方がより肯定的であった。しかしながら、喫煙者においても、否定的な回答は少

なく、禁煙の必要性については、かなり理解されているようであった。また、喫煙防止教育やキャンパスの分煙対策・禁煙運動についても、喫煙者の過半数が肯定的にとらえており、彼らの多くがキャンパスの分煙などを支持している様子がうかがわれた。

大学が実施した学生生活調査（注3）によると、1999年では、学生の喫煙率は34.3%であったが、2年後の2001年では、24.1%と、約10ポイント低下し、2003年では、17.3%と、さらに約7ポイント低下していた。また、2003年では、喫煙者のうちの70.7%が、「やめたい」または「できればやめたい」と答えていた。喫煙規制に関する社会の動向に加えて、「館内禁煙」（1999年5月から）、屋外も指定場所以外禁煙（豊田キャンパス2002年10月から、名古屋キャンパス2003年9月から）といった大学のタバコ対策による影響が大きいものと推測された。

大学のタバコ対策については、2004年12月に、体育会・体育学部から「中京大学体育会の禁煙運動の推進について」のお願いが、体育会各部及びスポーツ系の同好会に配布されたが、さらに、キャンパスの分煙推進（喫煙場所の減少）などの対策を進めることが望まれる。

## V 結語

1. 2004年度春学期に教育実習を終えた学生の喫煙率は、男子25.0%、女子4.6%であった。保健体育科の教員免許取得を目指す者として、また、学校敷地内禁煙が全国に急速に広がっている現状では、男子の喫煙率は非常に高いと考えられた。4年次の喫煙率は、男女ともに、3年次の喫煙率と比べて、ほとんど変わらなかった。
2. 男子喫煙者のうち、今後の禁煙意志がかなりある者は3割強であった。
3. 学校敷地内禁煙については、県全体や県立学校全体で実施しているという回答が最も多く、市町村立学校全体、及び学校独自で実施しているという回答と合わせると過半数に上っていた。

4. 実習校の敷地内禁煙の実施状況と実習に出かけた学生の喫煙行動との関連はあまり明確ではなかったが、学校敷地内禁煙の実施は、男子学生の喫煙率を下げる方向にいくらかは影響しているのではないかと思われた。
5. 大学のタバコ対策については、教育実習期間の禁煙義務付けについても喫煙防止教育やキャンパスの分煙対策・禁煙運動についても、全体の約3分の2の者が肯定的な回答をしていた。
- 5) Moorea,L., Roberts, C. & Tudor-Smith, C. School smoking policies and smoking prevalence among adolescents: multilevel analysis of cross-sectional data from Wales, *Tob Control*, 10: 117–123 (Summer), 2001
- 6) 家田重晴、勝亦紘一、大窄貴史、臼井若菜、斎藤禎一：大学のタバコ対策と教育実習履修者の喫煙習慣等との関連、*学校保健研究*、45、2003

### 注釈

- 1) 日本学校保健学会 「タバコのない学校」推進プロジェクト ホームページ  
<http://www.cnc.chukyo-u.ac.jp/users/ieda/project.htm> (日本学校保健学会 HP のリンク集にもある。)
- 2) 上田鉄之丞ほか：2000年度 未成年の喫煙および飲酒行動に関する全国調査（修正版）報告書、「未成年の喫煙および飲酒行動に関する全国調査」研究班、2002
- 3) 中京大学学生生活委員会：学生生活調査、中京大学、1999、2001、2003  
 (学部、学年、男女の比率を考慮した階層無作為調査である。)

### 参考文献

- 1) 喫煙と健康問題に関する検討会：「新版 喫煙と健康 喫煙と健康問題に関する検討会 報告書」、保健同人社、東京、2002
- 2) デビット・シンプソン著(日本医師会訳)：「医師とたばこ 医師・医師会は何をなすべきか」、タバコ コントロール リソースセンター、2002
- 3) 加濃正人 編、松崎道幸、渡辺文学 監修：タバコ病辞典 吸う人も吸わない人も危ない、実践社、埼玉、2004
- 4) 厚生省：健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動について）、健康・体力づくり事業財団、2000